

大気関係

届出のしおり

佐賀県環境の保全と創造に関する条例

ばい煙 編
粉じん

令和4年3月

佐賀県県民環境部環境課

目 次

はじめに	1
1 条例の目的(条例第1条)	1
2 ばい煙及び粉じん(条例第2条)	1
(1) ばい煙(条例第2条第4号)	1
(2) 粉じん(条例第2条第5号)	1
3 特定施設及び規制基準(条例第2条第9号、条例第8条、条例第20条)	2
(1) ばい煙に係る特定施設及び規制基準(条例施行規則別表第1の1)	2
(2) 粉じんに係る特定施設及び規制基準(条例施行規則 別表第1の2)	3
4 届出関係(条例第9条～第11条、第14条)	4
(1) 届出の事項・時期等	4
(2) 届出作成要領	5
(3) その他	6
(4) 記入例と注意事項	7
5 事故時の措置(条例第40条)	11
6 行政処分等(条例第12条、条例第16条、条例第18条、条例第44条、条例第45条)	12
(1) 計画変更命令等	12
(2) 改善命令等	12
(3) 報告及び検査	12
7 様式	14

はじめに

この冊子では、佐賀県環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」といいます。）のばい煙及び一般粉じんの届出について説明しています。

1 条例の目的(条例第1条)

条例では、人の健康や生活環境に係る被害の防止及び自然環境の保全に必要な措置を定め、県民すべての参加のもと、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会及び人と自然が共生するうらおいのある社会を形成するため、環境の保全と創造に向けた取組を推進し、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的としています。

2 ばい煙及び粉じん(条例第2条)

(1) ばい煙(条例第2条第4号)

ばい煙とは、次の物質をいいます。

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん

物の燃焼、合成、分解等の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する次の物質

- ・カドミウム及びその化合物
- ・塩素及び塩化水素
- ・フッ素・フッ化水素及びフッ化珪素
- ・鉛及びその化合物
- ・窒素酸化物

(2) 粉じん(条例第2条第5号)

粉じんとは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

条例では、工場及び事業場の事業活動に伴ってこれらを発生すると考えられる施設のうち一定規模以上のものを特定施設と定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けています。

3 特定施設及び規制基準(条例第2条第9号、条例第8条、条例第20条)

条例では、工場又は事業場に設置される施設のうち、一定規模要件に該当する施設は、ばい煙又は粉じんに係る特定施設として届出義務や規制基準遵守義務が定められています。

(1) ばい煙に係る特定施設及び規制基準(条例施行規則別表第1の1)

番号	特定施設		物質		規制基準
	施設	規模又は能力			
1	鉛の再生の用に供する溶解炉	原料の処理能力が1時間当たり100kg以上であること	いおう酸化物		備考第1項に掲げる式により、K値を17.5として算出したいおう酸化物の量
			ばいじん		0.40グラム
			条例第4条第1項各号に掲げる物質	鉛及びその化合物	10ミリグラム

備考

1 いおう酸化物に係る規制基準

いおう酸化物に係る排出基準は、ばい煙発生施設の排出口から排出されたいおう酸化物が、しだいに拡散希釈されながら地上に到達した時の最大着地濃度がある一定の濃度以下になるよう、排出口(煙突)の高さに応じて、許容されるいおう酸化物の排出量を定めたものです。

$$q = K \cdot 10^{-3} \cdot H_e^2$$

q : いおう酸化物の量 (Nm³/時)

K : 地域ごとに定める値。佐賀県については K = 17.5

H_e : 補正された排出口高さ (m)

(参考)

$$H_e = H_0 + 0.65 (H_m + H_t) \quad (\text{単位 m})$$

H₀ : 排出口の実高さ

$$H_m = \frac{0.795 \times \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

Q : 15 における排出ガス量
 V : 排出ガスの排出速度 (m / 秒)
 T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \times \log_{10} J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

Q : 温度 15 度における排出ガス量 (単位 : m³ / 秒)

V : 排出ガスの排出速度 (単位 : m / 秒)

T : 排出ガスの温度 (単位 : 絶対温度)

規制基準の欄に掲げる K 値を適用して算出されるいおう酸化物の量は、次の ~ のいずれかの方法により算出されるいおう酸化物の量です。

日本産業規格(以下単に「規格」という。)K0103 に定める方法によりいおう酸化物濃度を、規格 Z8808 に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

規格 K2301、規格 K2541 又は規格 M8813 に定める方法により燃料のいおう含有率を、規格 Z8762 又は規格 Z8763 に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量

をそれぞれ測定する方法

大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号)別表第一の備考の三の規定に基づき環境大臣が定める方法

2 ばいじんに係る規制基準

ばいじんの規制基準は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス 1m³ 当たりのばいじんの量です。また、ばいじんの量は、規格 Z8808 に定める方法により測定してください。

燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合に排出されるばいじん(一時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるもの。)は含まれません。

ばいじんの量が著しく変動する施設では、一工程の平均の量としてください。

3 鉛及びその化合物に係る規制基準

鉛及びその化合物に係る規制基準は、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス 1 m³ 当たりの鉛の量です。鉛の量は、規格 Z8808 に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光度法又はポーラログラフ法により鉛として測定される量です。

すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される鉛及びその化合物(一時間につき合計 6 分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれません。

鉛及びその化合物の量が著しく変動する施設では、一工程の平均の量としてください。

4 ばい煙等の量等の測定義務

ばい煙排出者は、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その測定結果をばい煙量等測定記録表(規則様式第 7)に記録して 3 年間保存しなければいけません。

測定は 2 ~ 4 に記載のある方法により行ってください。

(2) 粉じんに係る特定施設及び規制基準(条例施行規則 別表第 1 の 2)

特 定 施 設			規 制 基 準
番 号	施 設	規模又は能力	
1	破砕機又は摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 37 キロワット以上 75 キロワット未満であること	次のいずれかに該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーで覆われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

4 届出関係(条例第9条～第11条、第14条)

特定施設を設置等しようとするときには、各種届出が義務づけられています。

届出書は提出者の控えを含めて2部作成し、工場・事業場の所在地を管轄する保健福祉事務所環境保全課に2部とも提出してください。

なお、それぞれの届出には提出期限がありますので、注意してください。

(1) 届出の事項・時期等

届出事項	届出の種類	届出内容	提出期限
特定施設を設置しようとするとき (条例第9条)	設置届	(1) 様式第1号 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地 ばい煙発生施設の種類の ○ ばい煙発生施設 (2)別紙1 ばい煙発生施設の構造 (3)別紙2 ばい煙発生施設の使用の方法 (4)別紙3 ばい煙の処理の方法 ○ 粉じん発生施設 (2)別紙4 粉じんに係る特定施設(破砕機・摩砕機)の構造並びに使用及び管理方法	ばい煙：工事着手予定日の60日前まで 粉じん：施設の設置前
条例改正等より新たに特定施設となったとき (条例第10条)	使用届	(1)様式第2号 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地 ばい煙発生施設の種類の 添付資料 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類 工場又は事業場の付近の見取り図 工場又は事業場の建物の配置図 特定施設及び処理施設の設置場所の図面 特定施設及び処理施設の構造とその寸法を記入した概要図	特定施設となった日から30日以内
構造、使用の方法、ばい煙等の防止、処理の方法を変更しようとするとき (条例第11条)	構造等の変更届	(1)様式第3号 氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名 工場又は事業場の名称及び所在地 ばい煙発生施設の種類の 操業の系統の概要 変更概要説明書(変更届の場合のみ添付) ➤ばい煙発生施設 煙道の排ガス測定孔の設置箇所の図面 ばい煙の発生に係る原材料・燃料の分析表 ばい煙計算書	ばい煙：工事着手予定日の60日前まで 粉じん：施設の設置前
氏名等の届出内容に変更があったとき (条例第11条)	氏名等変更届	様式第4号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、工場又は事業場の名称及び所在地を変更した場合)	変更した日から30日以内
特定施設の使用を廃止したとき (条例第11条)	使用廃止届	様式第5号 廃止したばい煙発生施設の種類の、廃止年月日等	廃止した日から30日以内

届出事項	届出の種類	届出内容	提出期限
特定施設を譲り受け又は借り受けたとき、相続、合併又は分割があったとき (条例第14条)	承継届	様式第6号 承継した施設の種類の種類、承継年月日 等	承継のあった日から30日以内

県ウェブサイトから、「届出書の様式」を入手できます。

県ウェブサイト：<http://www.pref.saga.lg.jp/kijij00314012/index.html>

県トップページ>くらし・子育て>自然・環境・リサイクル>(環境情報)PM2.5・光化学オキシダント・環境放射能情報等>大気環境>届出のしおり(大気関係)

(2) 届出作成要領

事前相談

佐賀県では届出書の作成、提出、工事着工、設置後の施設の管理などが円滑に行われるよう管轄する保健福祉事務所環境保全課で、届出書提出前の事前相談を行っています。

届出書に不備がある場合には、届出の受理ができないため、工事の着工が遅れることや、計画していた施設が排出基準に適合していないため計画変更命令を受けることがあります。

これらを防ぐためにも、管轄する保健福祉事務所環境保全課まで事前にご相談ください。

事前相談及び提出先

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 TEL：0952-30-1907
鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL：0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL：0955-73-4185
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL：0955-23-2103
武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町	杵藤保健福祉事務所環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL：0954-23-3506

佐賀市内に設置される粉じんに係る特定施設の届出窓口及びお問い合わせ先は、R4年4月より佐賀市環境部環境保全課(☎：0952-30-2436 〒849-0917 佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563-1)となっています。

提出部数

2部提出してください。1部は、届出の控えとして届出が受理された後、提出された控えが戻されますので、大切に保管してください。

実施の制限、期間の短縮(条例第13条第1項、第2項)

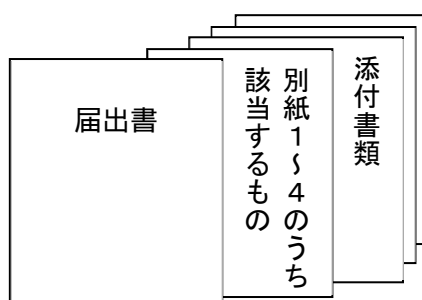
ばい煙に関する特定施設については、設置、構造等の変更の工事は、届出書が受理された日から 60 日を経過した後でなければ着手できません。ただし、その届出に係る事項の内容が相当であると認められるときは、期間の短縮を行うことができます。

提出方法

提出書類については、届出書、別紙、添付書類の順に重ねてご提出ください。

また、添付書類はなるべく JIS の A4 の大きさに作成してください。図面等 A4 より大きいものは A4 の大きさに折り、かつ、左綴じにして開きやすいように折りこんでください。

届出書+別紙 + 添付書類



(3) その他

個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

(4) 記入例と注意事項

* 破砕機の場合を示しています。ばい煙発生施設については、別の「大気汚染防止法の届出のしおりばい煙編」を参照ください。

様式第1号(第9条関係)

特定施設設置届出書

ばい煙等の種類	ばい煙
	粉じん 汚水等 騒音

年 月 日

佐賀県知事 ○△ ○△ 様

届出者 (氏名又は名称及び住所) ○○市△△1丁目1-1
 並びに法人にあっては、 霞ヶ関工業株式会社 佐賀工場
 その代表者の氏名) 工場長 千代田 一郎
 担当者 業務課 佐賀 太郎
 (電話番号) (0000-△△-××××)

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第9条第1項の規定により、特定施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	かすみかせきこうぎょう(かぶ)さがこうじょう 霞ヶ関工業(株) 佐賀工場	整理番号	
工場又は事業場の所在地	000-0000 ○○市△△1丁目1-1	受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容	砕石製造業	施設番号	
特定施設の種類の	1 破砕機及び摩砕機 1基	審査結果	
特定施設の構造	ばい煙(別紙1のとおり) 粉じん(別紙4のとおり) 汚水等(別紙5のとおり) 騒音(別紙8のとおり)	備考	
特定施設の使用(及び管理)の方法	ばい煙(別紙2のとおり) 粉じん(別紙4のとおり) 汚水等(別紙6のとおり) 騒音(別紙8のとおり)		
ばい煙等の処理(防止)の方法	ばい煙(別紙3のとおり) 汚水等(別紙7のとおり) 騒音(別紙8のとおり)		

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、次の区分により必要な事項を記載すること。
 - (1)ばい煙に係るものにあつては、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1の1ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (2)粉じんに係るものにあつては、規則別表第1の2粉じんに係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (3)汚水等に係るものにあつては、規則別表第3の1特定施設の表に掲げるイからチまで及び施設の名称
 - (4)騒音に係るものにあつては、規則別表第2の1特定施設の表に掲げるイ、ロ及び機械の名称
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

1	届出者	<p>法人の場合・・・その名称、本社所在地及び代表者（<u>代表権を有するもの</u>）の職氏名を記載すること。</p> <p>個人営業の場合・・・事業主の住所、氏名を記載すること。</p> <p>非法人の団体の場合・・・町内会等非法人の団体の場合は、団体の代表者を届出者とするので、代表者の住所氏名を記載すること。</p> <p><注></p> <p>1 代表者でない者が届出を行う場合は、同届出に関する権限の執行を代表者から委任されたことを証明する委任状（1通）を添付すること。</p> <p>2 施設の設置、維持及び使用時の管理等から、ばいじん排出及び一般粉じん排出の責を考慮して届出者を決めること。</p>
2	当該届出についての担当部課名及び緊急時連絡先（電話番号）	<p>この届出についての連絡先（担当する課名・担当者名等）を記載すること。</p> <p>また、その連絡先の電話番号（直通、内線の別）を記載すること。</p>
3	届出日	届出窓口で受付終了後記入します。
4	工場又は事業場の名称	<p>名称にはふりがなを付けて記載すること。</p> <p>届出時点で名称が確定していない場合は、仮称で届出し、正式な名称が確定した時点で氏名等変更届を提出すること。</p>
6	工場又は事業場の所在地	<p>郵便番号も記載すること。</p> <p>届出時点で住居表示が確定していない場合は、仮称（ 地先等）で届出し、住居表示が確定した時点で変更届出書を提出すること。</p>
7	工場又は事業場の事業内容	業種について、記載すること。
8	特定施設の種類	<p>施設番号・特定施設名称・基数を記載すること。</p> <p>1 破砕機及び摩砕機 1基</p>

粉じんに係る特定施設（破碎機・摩砕機）の
構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号		1 破碎機		
名 称 及 び 型 式		RS-4032		
設置年月日（既設のもの）		月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日		〇〇年〇〇月〇〇日	年 月 日	
使用開始予定年月日		△△年△△月△△日	年 月 日	
規模	原動機の定格出力（kW）	50		
	処 理 能 力（t/h）	100		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量（通常）（t/月）		0~150mmの碎石 10,000t/月		
使用 及 び 管 理 の 方 法	破碎機又は摩砕機がその中に設置されている建築物の構造		何らかの粉じん対策を記入のこと	
	集じん機	集じん機の種類・型式		
		集じん機効率（%）		
		送風機の原動機出力（kW）		
	散水	装置の種類・型式		スプリンクラー**型 1基
		装置の能力（m ³ /h）		3.6
		処理量当たりの散水量（L/t）		10
	防じんカバーの設置状況			
	その他	方 法		

備考

- 1 設置の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、構造の変更等の届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

1	全体	変更届の場合は、変更前を左欄に、変更後を右欄に対比させて記入すること。		
2	工場又は事業場における施設番号	工場又は事業場における当該届出施設等に固有の番号(記号)又は固有の呼称を与えて記載すること。(番号等は重複しないようにすること。また、一連番号等を与えるなどわかりやすいように記載すること。)		
3	名称及び型式	名称、型式を記載すること。		
4	設置年月日	当該届出施設の設置年月日を記載すること。 (既存の排出施設の場合のみ記載すること。)		
5	着手予定年月日	当該届出に係る関係工事(基礎工事を含む。)に着手する予定年月日を記載すること。(既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。)		
6	使用開始予定年月日	当該届出施設の本運転(実稼働)開始の予定年月日を記載すること。(既設の処理施設等で、変更工事等を行わない場合は、記載する必要はありません。)		
7	規模	原動機の定格出力	原動機の定格出力を記載すること。	
		処理能力	当該届出施設の処理能力を記載すること。	
8	処理対象物の種類、性状及び通常の月間処理量	運搬物の種類、性状及び通常の月間処理量を具体的に記載すること。		
9	使用及び管理の方法	破砕機、摩砕機、がその中に設置されている建築物の概要	届出施設が設置されている建築物が粉じんの飛散しにくい構造かどうかをわかるように記載すること。 例 鉄筋コンクリート造(出入り口はシャッター、その他開口部なし)	
		集じん機の種類及び型式	当該届出に係る処理装置の種類・名称・型式及び基数を具体的に記載すること。例 社製電気集じん機	
		集じん機(処理装置)の集じん機(効率)	重量比で記載すること。 一般粉じんの捕集効率 = $\frac{\text{入口の一般粉じん量} - \text{出口の一般粉じん量}}{\text{入口の一般粉じん量}} \times 100$	
		送風機の原動機出力	カタログ等を参考に、集じん機に付帯している送風機の原動機出力を記載すること。	
		散水	装置の種類及び型式	散水装置の種類、型式及び基数を記載すること。
			装置の能力	散水能力(散水実施量ではない)記載すること。
			処理量当たりの散水量	処理量1トン当たりの散水実施量を記載すること。
		防じんカバーの設置状況	防じんカバーの種類等を記載すること。 例 ビニールシート掛け	
		その他	方法	散水等の同等以上の効果を有する措置を講じている場合にその方法を具体的に記載すること。

5 事故時の措置(条例第 40 条)

ばい煙に係る特定施設において事故、破損などが起こり、ばい煙が大気中に多量に排出されたときには、排出者は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を都道府県知事等に通報しなければいけません。

通報先は、次表のとおりです。

市町名	保健福祉事務所名	住所
佐賀市、多久市、小城市、 神埼市、吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 環境保全課	〒849-8555 佐賀市八丁畷町1-20 TEL：0952-30-1907
鳥栖市、基山町、 上峰町、みやき町	鳥栖保健福祉事務所 環境保全課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1 TEL：0942-83-6820
唐津市、玄海町	唐津保健福祉事務所 環境保全課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1 TEL：0955-73-1179
伊万里市、有田町	伊万里保健福祉事務所 環境保全課	〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4 TEL：0955-23-2103
武雄市、鹿島市、嬉野市、 大町町、江北町、白石町、 太良町	杵藤保健福祉事務所 環境保全課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265 TEL：0954-23-3506

このとき、次の内容について、確認を行う可能性があります。

聞き取りを実施する内容(例)

- (1) 通報者の氏名、住所及び電話番号
- (2) 事故発生者名
- (3) 事故発生時刻
- (4) 事故発生場所
- (5) 事故原因
- (6) 原因物質
- (7) 排出・流出量
- (8) 応急措置の内容
- (9) 汚染拡大の予測(可能な範囲で)
- (10) 被害状況(可能な範囲で)
- (11) その他図面等必要な情報
- (12) 調査・記録者氏名

* 「事故時」：事故発生の通報を受けてから、被害拡大防止のための応急措置を実施し、新たな汚染の発生を防止するまでの段階

また、事故の状況により、被害の拡大防止のために大気汚染に係る必要な応急措置又は再発防止のための必要な措置についても、指示を行うことがあります。事業者は、この指示に従うようにするとともに、講じた措置の概要等又はその結果について報告するようにお願いします。

措置の実施支援(例)

- (1) 物質の漏洩の停止
- (2) 漏洩した工場等の密閉化
- (3) 発生源施設の稼働停止
- (4) 地域住民の避難
- (5) 防毒マスクの装着
- (6) 汚染表土の除去
- (7) その他の応急措置

6 行政処分等(条例第 12 条、条例第 16 条、条例第 18 条、条例第 44 条、条例第 45 条)

佐賀県では条例に従って、次の対応を行います。
また、条例に違反した場合には、罰則規定があります。

(1) 計画変更命令等

特定施設の設置届、又は変更届が提出された場合であって、その施設が規制基準に適合しないと認められるときは、その届出をした日から 60 日以内に特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは粉じんの処理の方法に関する計画の変更を命じ、又は設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

(2) 改善命令等

特定施設の構造、使用、管理に関する基準に適合しないと認められるときは、基準に適合するよう命じ、または使用の一時停止を命ずることがあります。

(3) 報告及び検査

県職員が、工場・事業場に立入り、必要な物件を検査し、特定施設の状況等について報告を求めることがあります。

条例に違反した場合の罰則は、次表のとおりです。

適 用	罰 則	特定施設	
		ばい煙	粉じん
計画変更命令、計画廃止命令に違反した場合（第 12 条）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（第 95 条）		
	1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金（第 96 条）		
改善命令、使用一時停止命令に違反した場合（第 16 条第 1 項）	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（第 95 条）		
規制基準に違反した場合（第 15 条第 1 項）	6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金（第 97 条）		
設置の届出をせず、虚偽の届出をした場合（第 9 条第 1 項）	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金（第 98 条）		
変更の届出をせず、虚偽の届出をした場合（第 11 条第 1 項）			
設置の届出をせず、虚偽の届出をした場合（第 9 条第 1 項）	10 万円以下の罰金（第 101 条）		
使用の届出をせず、虚偽の届出をした場合（第 10 条第 1 項）			
変更の届出をせず、虚偽の届出をした場合（第 11 条第 1 項）			
工事实施の制限に違反した場合（法第 13 条第 1 項）			
県から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合（第 44 条第 1 項、第 45 条第 1 項）			
氏名等の変更の届出、施設の廃止の届出、承継の届出をせず、虚偽の届出をした場合（第 11 条第 2 項、第 14 条第 3 項）	5 万円以下の過料（第 105 条）		

7 様式

様式第 1 号 (第 9 条関係)

特 定 施 設 設 置 届 出 書

ばい煙等の種類	ばい煙 粉じん 汚水 騒音
---------	------------------------

年 月 日

様

届 出 者

(氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、
その代表者の氏名)

担 当 者

(電話番号)

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		施設番号	
特定施設の種類の欄		審査結果	
特定施設の構造	ばい煙 (別紙 1 のとおり) 粉じん (別紙 4 のとおり) 汚水等 (別紙 5 のとおり) 騒音 (別紙 8 のとおり)	備 考	
特定施設の使用 (管理) の方法	ばい煙 (別紙 2 のとおり) 粉じん (別紙 4 のとおり) 汚水等 (別紙 6 のとおり) 騒音 (別紙 8 のとおり)		
ばい煙等の処理 (防止) の方法	ばい煙 (別紙 3 のとおり) 汚水等 (別紙 7 のとおり) 騒音 (別紙 8 のとおり)		

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、次の区分により必要な事項を記載すること。
 - (1) ばい煙に係るものにおいては、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則 (以下「規則」という。) 別表第 1 の 1 ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (2) 粉じんに係るものにおいては、規則別表第 1 の 2 粉じんに係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (3) 汚水等に係るものにおいては、規則別表第 3 の 1 特定施設の表に掲げるイからチまで及び施設の名称
 - (4) 騒音に係るものにおいては、規則別表第 2 の 1 特定施設の表に掲げるイ、ロ及び機械の名称
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

別紙 1

ばい煙に係る特定施設の構造

工場又は事業場における施設 番号		
名称及び型式		
設置年月日（既設のもの）	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
原料の処理能力（kg/h）		
燃料の燃焼能力 （重油換算 L/h）		
変圧器の定格容量（kVA）		

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、構造の変更等の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 原料の処理能力の欄には、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則別表第1の1 ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表の規模又は能力の欄に規定する項目について記載すること。
- 3 熱源として燃料を使用するものは燃料の燃焼能力の欄に、熱源として電気を使用するものは変圧器の定格容量の欄に、それぞれ記載すること。
- 4 ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

別紙 2

ばい煙に係る特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号					
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時～時 時間/回 回/日 日/月		時～時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動				
原材料 (ばい煙の発生に影響のあるものに限る。)	種類				
	使用割合				
	原材料中の成分割合(%)	いおう分	鉛分	いおう分	鉛分
	1日の使用量				
燃料又は電力	種類				
	燃料中の成分割合(%)	灰分	いおう分	灰分	いおう分
	発熱量				
	通常の使用量				
	混焼割合				
排出ガス量 (m^3N/h)	湿り	最大	通常	最大	通常
	乾き	最大	通常	最大	通常
排出ガス温度()					
排出ガス中の酸素濃度(%)					
ばい煙の濃度	ばいじん(g/m^3N)	最大	通常	最大	通常
	いおう酸化物 (容量比 ppm)	最大	通常	最大	通常
	鉛及びその化合物 (mg/m^3N)	最大	通常	最大	通常
ばい煙量	いおう酸化物 (m^3N/h)	最大	通常	最大	通常
参考事項					

備考

- 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載に当たっては、重量比%又は容量比%を明示すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合は、処理後の濃度とすること。
- 4 酸素吹込式の炉については、参考事項として酸素吹込量、使用時間等を記載すること。

別紙 3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係るばい煙発生施設の工場又は事業場における施設番号				
ばい煙発生施設の種類、名称及び型式				
設置年月日（既設のもの）		年 月 日	年 月 日	
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日	
処 理 能 力	排出ガス量 (m^3N/h)	最大		
		通常		
	排出ガス温度 ()	処理前		
		処理後		
	ばい煙の濃度	ばいじん (g/m^3N)	処理前	
			処理後	
		いおう酸化物 (容量比 ppm)	処理前	
			処理後	
	ばい煙量 (m^3N/h)	最大	処理前	
			処理後	
		通常	処理前	
			処理後	
捕集効率 (%)	ばいじん			
	いおう酸化物			
	鉛及びその化合物			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	時 ~ 時 時間/回 回/日 日/月	時 ~ 時 時間/回 回/日 日/月	
	季節変動の有無及びその概要			
排出口の実高さ (m)				
補正された排出口の実高さ (m)				
排出速度 (m/s)				

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、構造の変更等の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さは、別表第1の1ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表の備考第1項の規定による算式により算定すること。
- 4 ばい煙発生施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙 4

粉じんに係る特定施設（破碎機、摩砕機）の
構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業所における施設番号			
名 称 及 び 型 式			
設置年月日（既設のもの）		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
規模	原動機の定格出力（kW）		
	処 理 能 力（t/h）		
処理対象物の種類及び通常の月間処理量（通常）（t/月）			
使用 及 び 管 理 の 方 法	破碎機又は摩砕機がその中に設置されている建築物の構造		
	集 じん 機	集じん機の種類・型式	
		集じん機効率（%）	
		送風機の原動機出力（kW）	
	散 水	装置の種類・型式	
		装置の能力（m ³ /h）	
		処理量当たりの散水量（L/t）	
	防じんカバーの設置状況		
	そ の 他	方 法	

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、構造の変更等の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
- 3 粉じん発生施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第2号(第10条関係)

特定施設使用届出書

ばい煙等の種類	ばい煙 粉じん 汚水 騒音
---------	------------------------

年 月 日

様

届出者

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

担当者

(電話番号)

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第10条第1項の規定により、特定施設の使用について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容		施設番号	
特定施設の種類の欄		審査結果	
特定施設の構造	ばい煙(別紙1のとおり) 粉じん(別紙4のとおり) 汚水等(別紙5のとおり) 騒音(別紙8のとおり)	備考	
特定施設の使用(管理)の方法	ばい煙(別紙2のとおり) 粉じん(別紙4のとおり) 汚水等(別紙6のとおり) 騒音(別紙8のとおり)		
ばい煙等の処理(防止)の方法	ばい煙(別紙3のとおり) 汚水等(別紙7のとおり) 騒音(別紙8のとおり)		

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、次の区分により必要な事項を記載すること。
 - (1)ばい煙に係るものにあつては、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1の1ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (2)粉じんに係るものにあつては、規則別表第1の2粉じんに係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (3)汚水等に係るものにあつては、規則別表第3の1特定施設の表に掲げるイからチまで及び施設の名称
 - (4)騒音に係るものにあつては、規則別表第2の1特定施設の表に掲げるイ、ロ及び機械の名称
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第3号（第11条関係）

特定施設の構造（特定施設の使用（及び管理）の方法・ばい煙等の処理（防止）の方法）の変更届出書

ばい煙等の種類	ばい煙等 粉じん等 汚水騒音
---------	----------------------

年 月 日

様

届出者

（氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名）

担当者

（電話番号）

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第11条第1項の規定により、特定施設の構造（特定施設の使用（及び管理）の方法・ばい煙等の処理（防止）の方法）変更について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の		施設番号	
特定施設の構造	ばい煙（別紙1のとおり） 粉じん（別紙4のとおり） 汚水等（別紙5のとおり） 騒音（別紙8のとおり）	審査結果	
		備考	
特定施設の使用（管理）の方法	ばい煙（別紙2のとおり） 粉じん（別紙4のとおり） 汚水等（別紙6のとおり） 騒音（別紙8のとおり）		
ばい煙等の処理（防止）の方法	ばい煙（別紙3のとおり） 汚水等（別紙7のとおり） 騒音（別紙8のとおり）		

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 特定施設の種類の欄には、次の区分により必要な事項を記載すること。
 - (1) ばい煙に係るものにあつては、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第1の1ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (2) 粉じんに係るものにあつては、規則別表第1の2粉じんに係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (3) 汚水等に係るものにあつては、規則別表第3の1特定施設の表に掲げるイからチまで及び施設の名称
 - (4) 騒音に係るものにあつては、規則別表第2の1特定施設の表に掲げるイ、ロ及び機械の名称
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更の内容を対比できるように記載すること。
- 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

特定施設設置者氏名（名称、住所、所在地）変更届出書

ばい煙等の種類	ばい煙等 粉じん 汚水等 騒音
---------	--------------------------

年 月 日

様

届出者

（氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては、
その代表者の氏名）

担当者

（電話番号）

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第11条第2項の規定により、氏名（名称、住所、所在地）の変更について次のとおり届け出ます。

変更内容	変更前		整理番号	
	変更後		受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	施設番号	
変更の理由			備考	

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 印の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

* 個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

特定施設使用廃止届出書

ばい煙等の種類	ばい煙 粉じん 汚水 騒音
---------	------------------------

年 月 日

様

届出者

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

担当者

(電話番号)

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第11条第2項の規定により、特定施設の使用の廃止について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		施設番号	
工場又は事業場における施設番号		備 考	
特定施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 特定施設の種類欄には、次の区分により必要な事項を記載すること。
 - (1) ばい煙に係るものについては、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1の1ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (2) 粉じんに係るものについては、規則別表第1の2粉じんに係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (3) 汚水等に係るものについては、規則別表第3の1特定施設の表に掲げるイからチまで及び施設の名称
 - (4) 騒音に係るものについては、規則別表第2の1特定施設の表に掲げるイ、ロ及び機械の名称
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

様式第6号(第13条関係)

特定施設承継届出書

ばい煙等の種類	ばい煙 粉じん 汚水 騒音
---------	------------------------

年 月 日

様

届出者

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)

担当者

(電話番号)

佐賀県環境の保全と創造に関する条例第14条第3項の規定により、特定施設に係る届出者の地位の承継について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号		
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類		施設番号		
工場又は事業場における施設番号		審査結果		
特定施設の設置場所		備 考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承継の原因				

備考

- 1 ばい煙等の種類の欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 特定施設の種類欄には、次の区分により必要な事項を記載すること。
 - (1) ばい煙に係るものについては、佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1の1ばい煙に係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (2) 粉じんに係るものについては、規則別表第1の2粉じんに係る特定施設及び規制基準の表に掲げる番号及び施設の名称
 - (3) 汚水等に係るものについては、規則別表第3の1特定施設の表に掲げるイからチまで及び施設の名称
 - (4) 騒音に係るものについては、規則別表第2の1特定施設の表に掲げるイ、ロ及び機械の名称
- 3 印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

*個人情報の取扱いについて

本届出・申請等により提出された個人情報に関しては、佐賀県の個人情報保護の基本指針である「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>」に従い、取り扱うこととしております。ただし、この法律の施行に必要な範囲内において、関係機関等に情報を提供する場合があります。

参考様式

実施制限期間短縮願

年 月 日

佐賀県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の
氏名

担当者名
電話番号

年 月 日付けの大気汚染防止法第 条（佐賀県環境保全と創造に課する条例第
条）の規定による届出について、次のとおり、実施制限期間の短縮をお願いします。

工場又は事業場の名称	
工事着手希望年月日	年 月 日